

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年6月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第3号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

附則第6項各号列記以外の部分中「平成21年12月1日から平成24年3月31日まで」を「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」に、「9級」を「8級」に、「8級」を「7級」に改める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)